

| | | |
|----------------------------|-------------------------|--|
| | | <p>こと。</p> <p>(3) 医師の診断によらず、前項の規定に準ずる状況にあり、児童福祉の観点から放課後保育を必要としていること。</p> <p>3 上記2の(3)に規定する「児童福祉の観点から放課後保育を必要」とする状態とは、当該児童が、次に掲げるいずれかに該当する状態であること。</p> <p>(1) 医師の診断書はないが、病気により放課後保育を必要とすること。</p> <p>(2) 精神若しくは身体に障がいをもつ家族があり、留守番をすることにより児童に影響があり、保護しなければならない状況であることが明らかであること。</p> <p>(3) 児童に非行及びいじめなどの恐れがあり、一時的に保護しなければならない状況が明らかであること。</p> <p>(4) 保護者が、生活のため就労時間が長時間にわたる等、家庭への帰宅が著しく遅い状態にあること。</p> |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成11年7月1日設定(令和4年10月1日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 総日数 15日 |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更) |